

## 当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です

### 1・薬剤服用歴管理指導料に関する事項

薬剤服用歴管理指導料 (34 / 41点)	どんな薬を使用したかという薬剤服用歴(薬歴)に基づき、薬の説明や服用上の指導をし、記録を薬局で保管します。薬局では、一人ひとりの薬歴を作成・管理しており、薬剤師が毎回、薬の量、薬の重複や相互作用、薬物アレルギーの有無、服用状況、副作用、残薬などをチェックしています。そのほかにも、使用した薬についての医師や薬剤師からの情報だけでなく、患者さんが薬を飲むのに不都合はないかとか、どんな食品を食べているかなど、患者さんからの情報も記載されます。そして、その中からよりよい処方設計のために必要と思われる情報については、処方した医師にフィードバックします。調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載いたします。
--------------------------	---

### 2・基準調剤加算に関する事項

基準調剤加算 1 (12点)	施設基準(700品目以上の医薬品在庫、麻薬処方箋の応需、薬歴の整備、24時間の調剤・在宅応需・相談体制、在宅訪問、研修会の実施、医薬品情報の収集・提供体制の整備など)を整えている薬局のため調剤基本料に左記点が加算されています。
基準調剤加算 2 (36点)	施設基準(1000品目以上の医薬品在庫、24時間の調剤・在宅応需・相談体制の整備、研修会の実施、医薬品情報の収集・提供体制の整備など)を整えている薬局です。

### 3・無菌製剤処理加算に関する事項

無菌製剤処理加算 (65 / 75点) 6歳未満の乳幼児の場合 (130 / 140点)	無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、注射薬を無菌的に混合調整した場合、調剤料に左記点数が加算されています。
---	---

### 4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料 (1回650点、同一建物居住者3名まで) この指導料が算定される場合は、薬剤師が患者の自宅に訪問して調剤指導を行います。	<p>3. 無菌製剤処理加算に関する事項</p> <p>4. 在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項</p> <p>5. 後発医薬品調剤体制加算に関する事項</p> <p>については、該当しない場合は斜線を。</p>
--	--

### 5・後発医薬品調剤体制加算に関する事項

後発医薬品調剤体制加算 (1:55%以上 18点) (2:65%以上 22点)	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の相談をお受けしています。当薬局は後発医薬品の調剤体制を整備した、後発医薬品調剤体制加算の算定薬局です。
---	--

## 記載例

## 当薬局は厚生労働大臣が定める保険薬局です

1. どの病院・診療所の処方せんでも受け付けます。
2. 患者さんの服用するお薬の種類や服用履歴などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成して、お薬によるアレルギーや副作用等の有無を確認します。
3. 患者さんの服用する医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、「薬剤服用歴の記録」に基づき、薬剤の服用および保管取扱い等の服薬指導を行います。また、複数の病院・診療所からお薬が処方されているようなときには、お薬の重複や相互作用の有無を確認します。
4. 処方せんに医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行います。

## 当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です。

1. どの病院・診療所の処方せんでも受け付けます。
2. 当薬局は、( ) 品目以上の医療用医薬品を揃えています。
3. 当薬局は、麻薬の調剤に対応しています。
4. 患者さんの服用するお薬の種類や服用履歴などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成して、お薬によるアレルギーや副作用等の有無を確認します。
5. 患者さんの服用する医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、「薬剤服用歴の記録」に基づき、薬剤の服用および保管取扱い等の服薬指導を行います。また、複数の病院・診療所からお薬が処方されているようなときには、お薬の重複や相互作用の有無を確認します。
6. 緊急時等の開局時間以外における調剤にも対応できる体制を整備しています。
7. 処方せんに医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行います。
8. 当薬局は、薬剤師等の資格
9. 常に最新の「医薬品緊急安全情報」により、情報提供
10. 当薬局は、医療材料及び衛生材料
11. 当薬局は、無菌室(クリーンベンチ)

施設基準を満たしていない場合は、「斜線」を。満たしている場合は、「在庫品目数」を記載する。

## 「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成26年〇月〇日より、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 調剤報酬点数表(平成26年4月1日施行)

《調剤技術料》	項目	算定単位・上限	点数・割合	
調剤基本料	処方せん受付1回につき		4.1点 (安給率50%以下の場合)	
	※1.イ)月平均4.0〇〇回超かつ集中度70%超の保険薬局 ロ)月平均2.5〇〇回超かつ集中度90%超の保険薬局	処方せん受付1回につき	2.5点 (安給率50%以下の場合)	
	※2. 長期投薬の分割調剤時	1分割調剤につき(2回目以降の調剤時)	5点	
	※3. 後発医薬品の分割調剤時	1分割調剤につき(2回目以降の調剤時)	5点	
	基準調剤加算1		12点	
	基準調剤加算2		36点	
	後発医薬品調剤体制加算1	後発医薬品の調剤数量が5%以上の場合	18点	
	後発医薬品調剤体制加算2	後発医薬品の調剤数量が6%以上の場合	22点	
	調剤料	内服薬	14日以下の場合	
			1~7日目	5点
8~14日目			4点	
15~21日目の場合			7.1点	
22~30日目の場合			8.1点	
31日以上の場合			8.9点	
電投薬		1調剤につき、3調剤まで	2.1点	
灌腸薬		1調剤につき、3調剤まで	1.9点	
注射薬		7日以下の場合		1.9点
		8~28日目の場合	1~7日目	1.9点
		1~7日目	1.9点	
		8~28日目の場合	1.9点	
		2.9日以上の場合	4.0点	
		注射薬	1調剤につき、3調剤まで	2.6点
外用薬		外用薬	1調剤につき	1.0点
	内服外用剤	1調剤につき	1.0点	
	噴下(舌下)剤用製剤加算【内服薬のみ】	一酸化加算【内服薬のみ】		
		5.6日以下の場合	7日分につき	3.2点
		5.7日以上の場合		2.9点
	無菌製剤処理加算【注射薬のみ】	中心静脈栄養法用点滴(6歳以上、成人)	1日につき	6.5点
		〃(6歳未満の乳幼児)	1日につき	1.3点
		抗悪性腫瘍剤(6歳以上、成人)	1日につき	7.5点
		〃(6歳未満の乳幼児)	1日につき	1.4点
		麻薬(6歳以上、成人)	1日につき	6.5点
		〃(6歳未満の乳幼児)	1日につき	1.3点
	麻薬等加算	麻薬	1調剤につき	7.0点
		向精神薬	1調剤につき	8点
		興奮剤	1調剤につき	8点
		毒薬	1調剤につき	8点
自家製剤加算【内服薬、電投薬】		錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤【内服薬】	7日分につき	2.0点
		錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤【電投薬】	1調剤につき	9.0点
		液剤	1調剤につき	4.5点
自家製剤加算【外用薬】		錠剤、トローチ剤、軟膏・硬膏剤、パップ剤、リネメント剤、坐剤	1調剤につき	9.0点
		点眼剤、点鼻剤、点耳剤、洗眼剤	1調剤につき	7.5点
		液剤	1調剤につき	4.5点
計算混合調剤加算【内服薬、電投薬、外用薬】		液剤	1調剤につき	3.5点
		散剤、顆粒剤	1調剤につき	4.5点
		軟膏・硬膏剤	1調剤につき	8.0点
時間外加算【時間外】		(調剤基本料+調剤料+施設基準係加算)		100/100
		〃(休日)	(調剤基本料+調剤料+施設基準係加算)	140/100
	〃(深夜)	(調剤基本料+調剤料+施設基準係加算)	200/100	
夜間・休日等加算	処方せん受付1回につき		4.0点	
	処方せん受付1回につき		1.5点	

## 《薬学管理料》

項目	算定単位・上限	点数・割合
薬剤服用歴管理指導料	処方せん受付1回につき	4.1点
※手帳による薬剤情報提供を行わない場合	処方せん受付1回につき	3.4点
麻薬管理指導加算		2.2点
重複投薬・相互作用防止加算(処方変更あり)		2.0点
〃(処方変更なし)		1.0点
特定薬剤管理指導加算		4.4点
乳幼児服薬指導加算		5.5点
長期投薬情報提供料		
長期投薬情報提供料1	情報提供1回につき	1.8点
長期投薬情報提供料2	投薬指導1回につき	2.8点
服薬情報等提供料	月1回(限り)	1.5点
外来服薬支援料		1.85点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	月4回(末期の慢性疾患の患者等の場合は月2回かつ月8日)まで	
同一建物居住者以外	後発調剤1人につき1日5回まで	6.50点
同一建物居住者		3.00点
麻薬管理指導加算		1.00点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	月4回まで	5.00点
麻薬管理指導加算		1.00点
在宅患者緊急時等対応指導料	月2回まで	7.00点
麻薬管理指導加算		1.00点
遠隔時共同指導料	入院中1回(末期の慢性疾患の患者等の場合は入院中2回)まで	6.00点

## 《薬剤料》

項目	算定単位・上限	点数・割合
使用薬剤料(所定単位につき1.5円以下の場合)	調剤料の所定単位につき	1点
〃(所定単位につき1.5円を超える場合)	調剤料の所定単位につき	1.0円又はその整数を越すこと1点

## 《特定保険医療材料料》

項目	算定単位・上限	点数・割合
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

注1. 調剤報酬点数=調剤技術料+薬学管理料+薬剤料+特定保険医療材料料  
注2. 1点=10円

## 開局時間

平日 9:00 ~ 18:00

土曜日 9:00 ~ 13:00

休み 日曜日・祝日

〔夜間・休日等加算の対象時間〕

平日 19:00 ~ 8:00

土曜日 13:00 ~ 8:00

薬局名: 県薬局

住所: 福岡市博多区住吉0-0-0

TEL: 092-000-1111